

Title	山川の神々(一)：「山海経」の研究
Sub Title	The gods of the mountains and the waters in ancient China (I) : researches on the "Shan-kai-ching"
Author	伊藤, 清司(Ito, Seiji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1969
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.41, No.4 (1969. 3) ,p.31(529)- 61(559)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19690300-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

山川の神々(一)

伊藤清司

—「山海經」の研究—

はじめに

先史以来、中国の聚落は山麓地帯や扇状地・河岸段丘に営まれてきた。邑と呼ばれたこれら聚落は、春秋時代にはおゝむね、小は十室、普通せいぐ、百室前後の、血族集團の 小天地であつて、この聚居を中心にして、わずかに拓かれた田(耕地)の外は、山林藪沢であり、荒涼たる原野であつた。事情は中原地方とて變りはない。伊水と洛水の間でも、「狐狸ノ居ル所 豺狼ノ嗥^ホユル所」(「左伝」襄公十四年の条)の荒野が続いていたのである。人々は「其ノ荆棘ヲ除翦シ、其ノ狐狸豺狼ヲ驅ツテ」(「左伝」同上)住みつき、自分たちの小天地を拓いていつたのである。⁽¹⁾江淮に国をなした楚の祖先が、「草莽ニ處シ、山林ヲ跋渉シタ」(「左伝」定公四年の条)のも、邑里形成の一齣でもあつただろうが、蒙昧な開拓時代の有様は、「孟子」の中にもよくうかゞわれる。

堯ノ時ニ当リ、天下猶オ未ダ平ラカナラズ：艸木暘茂シ、禽獸繁殖シ、五穀登ラズ。禽獸ハ人ニ偏^{セマ}リ、獸蹄鳥跡ノ道、中國ニ交ワル。堯ハ独リ之レヲ憂イ、舜ト与ニ治ヲ敷ク。舜ハ益ヲシテ火ヲ掌ラシメ、山沢ヲ烈^{モヤ}シテ之レヲ焚ク。禽獸逃レ匿ル。(滕文公上)

古代の鄙里に暮す人々にとつても、あるいは邑の四周を囲繞する山林藪沢を拓こうと志す人々にとつても、山野に横行出没する猛獸・蝮蛇は恐怖の対象であつた。儒家の王道思想は「苛政ハ虎ヨリモ猛シ」と、獰猛な野獸よりも惡徳の支配者を怖れよと宣教したが、現実は猛獸が村里を襲つて舅・夫・子を喰い殺し、草舎の寡婦を泣哭させたのである。(「礼記」檀弓下等) そして、ことはひとり泰山の麓の小邑だけの悲劇ではなかつたろう。人家を襲う虎狼の棲まぬ藪、不吉な鴟梟の鳴かぬ林、毒蟹のひそまぬ野はまず稀有であり、もしあれば、嘉林とでも表現すべき理想の天地であつた。

神龜有り、江南ノ嘉林中ニ在リ。嘉林ハ獸ニ虎狼無ク、鳥ニ鴟梟ナク、草ニ毒蟹無シ。(「史記」龜策伝・万畢石朱方伝の条)

しかし、理想は現実の逆しまな投影にすぎない。草居の人々が日頃「無它乎?」と互いに安否をきずかい合うほどに、蝮蛇の害におびえていた。邑辺の野径にしてそうであつた。深山幽谷においておやといふべきであろう。「山海經」の主要篇である山經五篇のいづこを繙いても、猛獸毒蛇の棲息することが記録されているのは、これらに對して抱く当時の人々の恐怖が大きかつたからに他ならない。こゝにその一端を列記するに止めるが、これによつても、当時の山野に跳梁する猛獸蝮蛇のさまが想像される。

南山……獸ハ猛豹多シ

荆山……豹・虎多シ

女牀ノ山……其ノ獸ハ虎豹犀兜多シ

風雨ノ山……宣余ノ水焉コニ出デ 東流シテ江ニ注グ 其ノ中ニ蛇多シ 其ノ獸ハ閻麋多ク塵・豹・虎多シ

(南山經)
(中山經)
(西山經)

東四百里ニシテ非山ノ首ニ至ル……其ノ下ハ蝮蟲多シ

(東山經)

嶠冢ノ山……犀兕熊羆多シ

(西山經)

碧山 草木無ク 大蛇多シ

(東山經)

孟山……其ノ獸ハ白狼・白虎

(西山經)

だが、人々がおそれたのは、人畜に危害を加える野獸や毒蛇だけではなかつた。それらは「山沢ヲ烈シ」、また驅れば、逃げかくれたし、弓矢や罠を用いれば、捕えることすらできた。しかし、空を飛ぶ蛇や、文字通り神出鬼没する妖獸・怪鳥に對しては、人々はたゞ恐怖して、その宥恕を祈るばかりであつた。すなわち、

柴桑ノ山……白蛇・飛蛇多シ

(中山經)

神園ノ山……其ノ下ニ白蛇有リ 飛蟲有リ

(北山經)

雲を興し、霧に乗つて天空を飛翔する（郭注）といわれるこれら飛蛇・飛蟲は、「説文」や「爾雅」にいうところの神蛇・螣蛇⁽²⁾と同じ超自然的な存在であつた。そして、また、怪の名をもつてよばれた各地の山川の鳥獸蟲魚も同じである。たとえば

爰翼ノ山 其ノ中ニ怪獸多シ 水ニ怪魚多シ……怪蛇多シ

(南山經)

旄山ノ尾 其ノ南ニ谷有リテ育遺ト曰ウ 怪鳥多シ

(南山經)

禹橐ノ山ニ怪獸多ク大蛇多シ

(南山經)

これら怪物は

密山自リ鍾山ニ至ル四百六十里 其ノ間ハ尽ク沢ナリ 是ニ奇鳥・怪獸・怪魚多シ 執ナ異物ナリ

(西山經)

といわれるようすに、藪沢の上を飛び、森林の間を走る尋常な鳥獸の類ではない。

そもそも怪とは異のこと（「説文」）いづれも貌状奇異、ともにアブノーマルな姿をしているとみられる。（凡ソ怪ヲ言

ウハ、皆ナ貌状彌奇、常ナラザルヲ謂ウナリ（南山經、猿翼之山の条の郭璞注）そしてまた、物とは魑魅罔兩を意味するものであり、怪の原義が鬼に近いともいわれるから⁽³⁾、異物と言い換えられているこれら怪獸・怪蛇・奇鳥・奇魚とは、こゝではその名も姿も明らかにされてはいないが、それらは雲を興し、霧に飛ぶ飛蛇のような、超自然的な存在の表象であつたにちがいない。

古代の人々が山林藪沢を怖れたのは、以上のような存在だけではない。天空に枝葉をひろげてたつ古木や草中に盤踞する石にも、人々はおののき恐れ、これを忌み憚かつたのである。

基山……其ノ陰ニ怪木多シ

苟牀ノ山 草木無ク 怪石多シ

（中山經）
（南山經）

これらの怪木・怪石が、孔子が見聞したという夔罔兩の類（仲尼曰ク「…丘之レヲ聞ク、木石ノ怪ハ夔罔兩、水ノ怪ハ竜罔象、土ノ怪ハ墳羊」「史記」孔子世家）であつたかどうかは確め難いが、人々がこれらを怪異と見ていたに違いない。⁽⁴⁾

章莪ノ山 草木無ク瑤碧多ク 為ス所ハ甚ダ怪ナリ

（西山經）

この章莪の山の玉石がなす怪異が果して何であつたかは想像する術もない。しかし、怪石と呼ばれる玉石が、その形ばかりが珍奇であつたためでなく、人々を畏怖させずにはおかない神異を現わしたであろうと想像させる靈異譚がある。それは、秦の文公の時代、陳倉（陝西）の地で獲た怪石、いわゆる陳宝のはなしであり、それは「史記」秦本紀（文公の十九年の條）にみえ、また、これを神として祭つた経緯は、封禪書にくわしい。

文公ハ石ノ若キヲ獲タリ、陳倉ノ北阪（城）ニ之レヲ城祠ス。其ノ神ハ或ル歳ニハ至ラズ、或ル歳ニハ數シバス。来ルヤ、常ニ夜ヲ以ツテス。光リ輝キテ流星ノ若シ。東南方從リ來リテ祠域ニ集マレバ、則チ雄雉ノ若ク、其ノ声ハ殷殷タリト云ウ。野雞夜鳴ク、一牢ヲ以ツテ之レヲ祠ル。命ジテ陳宝ト曰ウト。

この靈現譚は「漢書」郊祀志にも見え、蘇林がこの「若石」を「質ハ石ノ如ク、肝ニ似タリ」といつてゐる。その根拠が何であつたか明らかでないが、この物を妖鳥の名と解した古注のあることを聞かぬところをみると、もとへこれを玉石の部類と信じていたものであろう。鳥に変じ、流星の如く現われて、殷々と夜の空に鳴く怪石こそ、孔子の耳にしたといふ木石の怪に近いものであつたろう。

田は邑から日々往復する里程、およよそ四キロメートル半径の圈内にあり⁽⁶⁾、その外側は猛禽野獸の横行し、魑魅罔両の出没する山林藪沢であつた。春秋・戦国と時代が進み、「万家邑（都）」が発達し（「戦国策」趙策下・「韓策」楚策）、「鄰邑相望ム」ようになつても（「莊子」胠篋、「孟子」王公孫丑上）こうした事情が全く一変したわけではない。邑里の四周には山沢が続き、危険と恐怖は已然として絶えることがなかつた。孔子に關わる二つの物語はこの事情を伝えるものである。その一つは上述のように、孔子が泰山の麓でみた、三代の男子を虎に奪われた寡婦の悲劇であり、もう一つは、孔子が恐らく子路を戒しめた言葉と思われる「怪力乱神ラ語ラズ」（論語・述而⁽⁷⁾）の語である。ところで、孔子のこの訓戒を通じて、ひとり子路に限らず、当時の人々は、不安の日々、しばく怪力乱神を語つたであろう想像したのは、先学の炯眼というべきである。幼少期、世すぎのため、百里の徑を米を背負つて山間を往復した過去が仲由少年にあつた。（「孔子家語」致思）その不安な往還が、師に怪異・鬼神を問わしめた因であつたとしても、勇力をもつて一門にきこえた子路にしてそうであつた。「怪力乱神ヲ語ラズ」とは、まさに反語として理解すべき言葉である。邑里を囲繞する山林川沢には、猛獸・毒蛇もざることながら、鬼神・怪物のさまぐ⁽⁸⁾が出没していたのである。つぎの竦竦や魁雀などはそうした山川の怪異の一・二の例にすぎないが、さきにのべたように、「山海經」にその名を誌さずに、単に怪獸・怪鳥等々とのみ記録されているものも、実は竦竦・魁雀と同じような属性をもつものであつたに相違ない。

北号ノ山……鳥有リ 其ノ状ハ雞ノ如シ 白キ首・鼠ノ足ニシテ虎ノ爪アリ 其ノ名ヲ魘雀ト曰ウ 亦 人ヲ食ウ

(東山經)

泰戯ノ山……獸有リ 其ノ状ハ羊ノ如クニシテ一角・一目ナリ 目ハ耳ノ後ニ在リ 其ノ名ヲ竦竦ト曰ウ(北山經)

「山海經」という文字から受ける感じとはうらはらに、従来、この書に与えられてきたおゝかたの評価は、虚誕で反儒教的なものということであつた。それはもちろん人倫を説く經典でないばかりか、むしろ、怪力乱神を語る荒唐の書といわれてきた。事実、この書には人間不在、およそ目につくのは、竦竦や魘雀のような名も形も怪奇な鳥獸の姿であり、妖怪の面影である。しかも、その数も多ければ、それらの属性の異様さも尋常なものではない。とすれば、あるまじき姿の怪獸・異鳥を好んで列記する「山海經」こそは、經の名を附するにふさわしからざる書といわなければならぬだろう。しかし、果してこれは「無稽の書」か。以下まず、山經が語り伝える怪異な鳥獸蟲魚をとりあげて、個々に検討を加え、この書の本質を明らかにしてゆく手がかりとしたい。

第一節 山川の妖怪

窮奇

甘肅・秦州(天水)の邽山の山上に、窮奇という名の怪獸が棲む。それは人を啖う恐ろしい怪獸であると伝えられている。山麓の里人たちはおゝいに脅えていたのであろう。

邽山 其ノ上ニ獸有リ 其ノ状ハ牛ノ如クニシテ 蝻毛アリ 名ヲ窮奇ト曰ウ 音ハ猿狽ノ如シ 是レ人ヲ食ウ

(西山經次四)

郵山の窮奇は牛形であるが、他の地方には、翼のある虎に似た窮奇もいたらしい。

窮奇ノ状ハ虎ノ如シ 翼有リ 人ヲ食ウニ 首従リ始ム……一ニ曰ウ足従リト

(海内北經)

しかし、この二つの窮奇は、実は同じ表象の異伝であろう。⁽⁹⁾ おそらく、人を食うことを本質的な属性とする窮奇とよばれた超自然的な怪獸が、これを畏れる人々によつて、姿・形や啼き声などの附隨的属性の上に、さまざまなヴァライエティーが創り出されていつたのであろう。⁽¹⁰⁾

漢代以降の大饗には、方相氏が十二の神獸を率いて惡鬼類を驅除する儀礼があり、これが行事の華であつたらしい。その際、窮奇は神獸として方相氏に従い、騰根とともに、「蟲ヲ食ウ」役にとり上げられている。⁽¹¹⁾ 一体、そのときの窮奇はどういうな容姿で儀礼の場に登場したものか。今、それを具体的に復原してみると、おそらくその名にふさわしい怪奇な様相をしていたらしいのである。郭璞が「厥ノ形、甚ダ醜。妖邪ヲ馳逐ス。犇走セザル莫シ」と記しているが、多分、大饗では、窮奇は醜怪な仮面でも着けていたのかもしれない。そしてそうした怪異さが、当時の人々の窮奇觀の具象でもあつた。

ところで、容姿怪異、人を喰い殺す窮奇が、なぜ神獸とされて、人々のために魑魅罔兩を撃退するようになつたか。「左伝」にこの經緯が史話として、象徵的に語られている。これを要約すれば

その昔、帝鴻氏に不才の子・渾敦あり。少皞氏にもまた不才の子あり。道徳を侮蔑し、有徳の君子を謗つた。ために天下の民は窮奇と呼んで嫌つた。顓頊氏にも燭杌という不才の子があり、この三族は代々悪事を重ね、堯帝の世に至つた。他方、縉雲氏にも不才の子・饕餮あり、窮奇ら三凶と並び称せられた。

舜が堯の家臣になるに及んで、これら四凶は流罪に処せられことになつた。かくて、窮奇らは四方へ追放され、それぞれの果てで、螭魅を禦ぐことを命じられたのである。(文公十八年の條)

驩兜・共工・鯀・三苗の追放伝承（「尚書」堯典）と類型すること、儒家的政治道德イデオロギーの粉色が施されていることは論の外として、この四凶追放の説話は、怪獸・窮奇が、邪鬼を追讐する方相氏の配下として、そのメンバーにつらなつてゐるという事実に対応するものである。

人を貪り喰う怪獸が、いかにして、邪鬼から人々を護る神獸に転位し得たか。そのロジカルな經緯については、同じケースの顛末を辿つたと考えられる方相・神荼などについて、すでになされた論証例があり、これらによつてほど推理がつく。それは、要約すれば、これら怪獸は醜怪な超自然的存在であり、人々を怖れしめたが故に、また人々の恐れる邪鬼・螭魅罔兩をも脅かしうるとされるようになつたのである。⁽¹⁴⁾

窮奇は堯・舜の命によつて、天下の民のために螭魅を禦ぎ、方相に隸属して、禁中の邪鬼を追うに至つたが、その昔は人々が脅威とした怪異であつたのである。卦山の窮奇は、そのような恐怖の時代の窮奇を物語つてゐる。

窮 奇

夔鷩・鑿齒・九嬰・大風・封豨・修蛇は、人民を苦しめた怪物である⁽¹⁵⁾。そのうちの夔鷩は北方、少咸山に棲むという。その姿は牛に似て全身赤く、しかも人面。足は馬の如しといふから、爪先が馬蹄状であろうか。啼き声は嬰児の泣くに似たりといふ。この怪獸も好んで人を喰うとされ、人々の恐怖の対象であつた。

少咸ノ山……獸有り其ノ状ハ牛ノ如クニシテ 赤身・人面・馬足 名ヲ夔鷩ト曰ウ 其ノ音ハ嬰児ノ如シ 是レ人ヲ食ウ

山經の夔鷩は牛に似た四足の怪獸だが、海内外經では龍蛇に近い。

夔鷩 竜首ニシテ弱水中ニ居ル……其状ハ竜首ニシテ 人ヲ食ウ⁽¹⁶⁾

(海内外經)

海内經にもまた同じ伝承が載つてゐる。

夔鱉有リ 竜首ナリ 是レ人ヲ食ウ

(海内經)

この夔鱉が堯の遣わす羿に殺されたというのも、人々を殺害する怪物であつたからである。

堯ノ時、夔鱉ハ民害ヲ為ス。堯ハ乃チ羿ヲシテ 之レヲ殺サシム。〔淮南子^{〔17〕}〕

しかし、別傳によれば、夔鱉は武負とその部下の危によつて殺されたともいう。

武負ノ臣ヲ危ト曰ウ 危ハ武負ト夔鱉ヲ殺ス……巫彭・巫抵・巫陽・巫履・巫凡・巫相ハ夔鱉ノ尸ヲ夾ミ 皆ナ不死ノ

薬ヲ操リテ以ツテ之レヲ距グ 瑶鱉ハ蛇身ニシテ 人面 武負ノ臣ノ殺ス所ナリ

(海内西經)

たゞじこの死は羿によるそれとは違つて、天誅でも断罪でもないという伝承があつたらしい。「山海經図讚」も、

夔鱉ハ罪無クシテ、武負ニ害セ見ル。帝ハ群巫ニ命ジ、薬ヲ操リテ夾守セシム。遂ニ瀉淵ニ淪ミ (又は淵ニ淪瀉シ) 変ジテ竜首ト為レリ

と、冤罪死を主張してゐる。

このように、夔鱉の死をめぐつて、異伝があるが、その属性についても諸伝承があり、一つは四足獸、他方では竜蛇状とされているのである。

とすれば、夔鱉には二種があつて、同称異物であり、その死に関する伝承も違つてゐるかもしだれない。しかし、郭璞が図讚にいうように、夔鱉の本体は一つであり、その属性の相異は死ないし入水を契機にしたものではなかつたろうか。

竜蛇は弱水(瀉淵)に棲むときの姿、獸状は陸居の形であり、その居所に従つて姿が異なるという伝承がまずあつて、その変身が死の伝承を生んだのでなければ、獸形から竜蛇への変化は、その死と再生によつて生じたのかもしだれない。^{〔18〕}犬と竜との間の転身など、動物の変身は中国古典や民間伝承中にも、しばしばその例を見るところである。

夔麿は神話に富んだ怪異である。海内西經にもその片鱗は十分にみとめられる。少咸山の夔麿にもあるいは失われたる神話伝説があつたのかかもしれない。たゞし、「山經」の誌すところでは、夔麿は食人の怪獣である。嬰児の如きその鳴き声を聞くときは、夔麿が山奥からあらわれて、人間の犠牲を捜し求めていたのだと、少咸山の山麓一帯の人々が信じていたのであろう。

蠶 雕

鹿呉ノ山……沢更ノ水ハ焉コニ出デテ南流シ滂水ニ注グ 水ニ獸有リ⁽²⁰⁾ 名ヲ蠶雕ト曰ウ 其ノ状ハ雕ノ如ク而カモ角有リ 其ノ音ハ嬰児ノ音ノ如シ 是レ人ヲ食ウ

(南山經次二)

郭注に「蠶ハ或イハ纂ニ作ル」という。「說文」に「雕ハ鷩ナリ」、「玉篇」に鷩、郭璞は「鷩ニ似テ大キナ尾、長イ翅」と注し、いすれも鷩とする。蠶または纂の意味はこゝでは定かでないが、名が雕、その形姿が鷩に似るというから、猛禽類らしくみえるが、角あり、しかも獸で、水棲動物であるらしい。はなはだミステリアスなる存在で、その鳴き声・人を啖うという属性とあわせ考えれば、鹿呉山に源を発する沢更の川中に棲む「水の怪」をのべたものとみるべきである。

山経が怪獣類を誌して、その啼き声に言及するものが多い。それは鳥獸の何たるを識別するための記述とみられるが、それらがとくに異様な啼き声を発するといわれるのは、彼ら自体が妖怪的存在であることを示威し、人々を脅かさんとしたのであるまい。日本民俗学は妖怪研究の分野でも大きい成果を挙げている。妖怪の発する鳴き声「モウ」や、「天狗倒し」などの怪音は、彼らが出現に当つて、人間に与える警告であり、脅しであるという。しかも、その鳴き声の「モウ」は中世の口語体の「咬もうぞ」の略ではないかといへ、「咬もうぞ」と叫びながら、妖怪が出現すると信じられていた時代の名残が、モウという鳴き声であり、バケモノを意味するモウ・モッコなどのモウコ系の名称であるという。山経が誌す

怪物の鳴き声は、それが人を啖う超自然的存在の表象であり、「モウ」と鳴き声を発して、人々を咬み殺さんと脅迫する日本の妖怪とパラレルな関係を示す。農耕神である日本のノツゴ神は恐しげな奇声や、赤子の泣き声に似た声を出して出現するという。⁽²²⁾「山海經」の怪異はその多くが嬰児の如き声を出すのも、神怪の証しではなかろうか。

犀渠

犀の皮革製の楯は古代戦士の珍重する武具の一つである。山經が犀兜の多数棲息することを隨所に記録しているのは、そこに猛獸が出没して、危険であることの表示であるが、その一つには甲楯用の皮革の供出地を誌そうとする意図があつたのかもしない。この犀革の楯＝犀楯（「韓非子」難二）は渠の字によつても表現される。

鐸ヲ搣キ、稽ヲ拱リ、肥胡ヲ建テ、文犀ノ渠ヲ奉グ。⁽²³⁾（「国語」呉語）

あや模様ある犀皮の楯のことといわれるこの犀革の楯は、さらに犀渠とも表現したらしい。左思の吳都賦に家ゴトニ鶴膝有り、戸ゴトニ犀渠有り、軍容蓄用。

とあるのが、その例で、劉注によれば、鶴膝とは矛のこと、「犀渠ハ楯ナリ、犀ノ皮モテ之レヲ為ル」ものを指した。犀渠と犀楯とは異称同物とみていい。

ところが、中山經（次四）の釐山に嬰兒のような啼き声をあげて、里人を脅かす犀渠という名の怪獸がいるのである。

釐山ニ……獸有リ 其ノ状ハ牛ノ如クシテ蒼身ナリ 其ノ音ハ嬰兒ノ如シ 是レ人ヲ食ウ 名ヲ犀渠ト曰ウ（中山經）

この犀渠と呼ばれる獸は、牛状蒼身という形状からみても、犀兜の属とみて、まづまちがいない。これは山經以外の篇であるが、同じく「山海經」の中で、

兜ハ舜ノ葬レル東・湘水ノ南ニ在リ 其ノ状ハ牛ノ如ク 蒼黑クシテ一角アリ

山川の神々(一)

（海内南經）

狛狛ノ西北ニ犀牛有リ 其ノ状ハ牛ノ如クニシテ黒シ

(海内南經)

と誌すものと比較すれば、一段とはつきりしよう。とすれば、犀渠といわれる犀兜が釐山に棲息し、これが人を襲つて喰うことを、山經が記録にとどめたものだらうか。

犀は食肉獸ではない。それが人を喰うとは解せないとすれば、日本の妖怪が「咬もうぞ！」と嚇どすように、「食人」とは人々を威嚇する表現であるとも考えられるが、とにかく、釐山の犀渠を、単に野獸としての犀兜とみてしまるのは、妥当ではないだらう。

山經に山名・水名を挙げて「有獸（または鳥等）焉」とのべ、その形・性質等を説いて「其名曰……」という記述形式をとるものは、ほとんど怪異な存在を説くものばかりである。逆に、単に鳥獸に限らず、動・植・鉱物の名を誌して、これが特に鬼神的表象でない場合は、おゝむね「多焉」と多寡の表示で記録されている。これは犀兜についても変らない。

禱過ノ山……其ノ下ニ犀兜多ク象多シ

蟠冢ノ山……獸ハ犀兜・熊羆多シ

女牀ノ山……其ノ獸ハ虎豹・犀兜多シ

眾獸ノ山……其ノ獸ハ犀兜多シ

辰陽ノ山……其ノ獸ハ夔兜・虎豹・犧牛多シ

岷山……其ノ獸ハ犀・象多ク 夔牛多シ

岷山……其ノ木ハ檜柵多ク梅梓多シ 其ノ獸ハ夔牛・麋・奐・犀兜多シ

鬲山……其ノ獸ハ犀・象・熊羆多ク 猿蛭多シ

美山……其ノ獸ハ兕牛多ク閼塵多ク 犀鹿多シ

(中山經)

(中山經)

(中山經)

以上の犀兜はすべて群棲することを記述したもので、釐山の犀渠をこれらと同列には決して考えられない。それならば犀兜にして犀兜にあらざる釐山の犀渠とはどんな存在か。

犀渠を犀兜の特殊呼称（方言または隱語）とし、これの皮革製の楯をもその呼称で名付けたという仮説は、「文犀之渠」の用語例によつて些か危うい。また、山經には渠字を伴なう名詞が若干例あるが⁽²⁴⁾、それらとの比較からもさしたる示唆は獲られない。思うに、犀渠の渠は、南方系語法に往々にしてみられるように、犀を形容する語ではないか。渠字には鉅（大きい）の訓がある⁽²⁵⁾。そして「後漢書」馬融伝の「芝蓀・董蓀・襄荷・芋渠」の賢注に、「芋渠ハ即チ芋魁ナリ」とあつて、これが「前漢書」の芋魁に該当するものであることがしられる。釐山の犀渠はこの例のように、犀魁、つまり巨大なる犀、「犀のオバケ」ないし犀の渠魁の意と了解できないであろうか。釐山は今日の河南省崇県の西の山の名に比定される⁽²⁶⁾。當時ないしそれ以前の時代に、熊耳山脈中に実際に犀兜が棲息していたかどうかは別として、釐山中に渠魁と目されるような巨大・獰猛の犀があり、嬰児の啼き声を発して、山に立ち入る人々を脅し、凶惡を働くという信仰があつたことを物語つているのではないか⁽²⁷⁾。

鯢雀・獨狙

「楚辭」天問中の怪異について問呵した一節

鯢魚ハ何レノ所ゾ 鮚堆ハ焉レノ処ゾ^(イッ)

の鮚堆を、王逸は「奇獸ナリ」とみたが、これは誤りで、鮚雀をいつたものとすべきだいう郝懿行の論拠は「山海經」にある⁽²⁸⁾。すなわち、北号山に、獨狙という怪獸とならんと、鮚雀という名の怪鳥がいることを「山海經」はつぎのように誌している。

北号ノ山……獸有リ 其ノ状ハ狼ノ如クシテ 赤キ首・鼠ノ目 其ノ音ハ豚ノ如シ 名ヲ獨狹ト曰ウ 是レ人ヲ食ウ
鳥有リ 其ノ状ハ雞ノ如ク而カモ白キ首・鼠ノ足 而カモ虎ノ爪アリ 其ノ名ヲ鮫雀ト曰ウ 亦 人ヲ食ウ

(東山經次四)

上掲の天問の一句は、東西の二つの怪異、すなわち、人面人手魚身で、これが出現すれば風濤がまき起るといわれる西海の鯨魚と、東方山上の鮫雀をとりあげ、この二つの怪異に關する伝説を詩題にしたものに相違なく、かつ、鮫堆(30)（雀）を怪鳥とする伝承が、屈原以前からあつたことを推測させる。

ところで、清の李給の「諫筆記」に

崇禎甲戌、鳳陽ニ鳥有リ數万、免ノ頭・雞ノ身、鼠ノ足アリ、味美ナリ、其ノ骨ラ犯サバ 立チドコロニ死ス、其ノ状ヲ考ウレバ疑ウラクハ、即チ鮫堆(31)ナリ。

という。鳳陽に群翔した鳥が、果していかなる鳥に比定されるのか明らかでないが、この記事は李給も天間の鮫堆を北号山の鮫雀と同種の鳥とみていたことを示すものである。たゞし、清代鳳陽の人々が上空を群れ飛ぶ鳥を望むのと同じ感情で、その昔、北号山麓の里人たちが山上の鮫雀を観じたのではあるまい。屈原が焉れに処るやと問うたのも、天問の問呵の常として、伝承・信仰の世界において実在するこの怪鳥をことあげしたのである。鮫雀の実相は同じ北号山の獨狹とともに、この山の山鬼の表象ではないか。鮫字が鬼に従うのも、これが超自然的存在であることを暗示するものであろう。

九 尾 の 狐

「甲子夜話」に、

世に九尾ノ狐は妖凶の物として、専ら殷の妲己、吾朝の玉藻前などに化し来れるものと云ふ。然るに延喜式治部省の修祥瑞を挙げしうち、上瑞に九尾ノ狐があり、其注に神獸なり、其形は赤色或は白色、音は嬰兒の如しとある。之を妖凶とするのは何の意であらうか。（卷二九）

という。九尾の狐は狡猾な狐族中でも、殊のほか奸佞な妖獸で、妲己の化身であるとされ、あるいはその化現が裏奴であると伝えられ⁽³²⁾、のちには日本にも渡つて、寵姫となつて鳥羽帝を恼まし、また東国・下野の那須野に討たれて殺生石と化し、玄翁和尚の法力によつて、ようやくこの妖狐の精は滅んだとい⁽³³⁾う。かように、さまざまの妖異を働いた怪獸が九尾の狐であつた。しかし、玉藻ノ前に悩まされた日本の禁中には、別に、この九尾の狐を瑞應獸とする思想が行なわれていた。そして、これもまた大陸伝來の知識で、その来源は中国にあつた。

「竹書紀年」に、

柏杼子、東海及ビ三寿ヲ征シ、一狐九尾アルヲ得タリ⁽³⁴⁾

とあるのが、九尾狐に關して中國の古書に現われた比較的古い記事であるが、これが瑞獸を獲したことであるのか、不祥の妖獸を斃したことなのかは、この文面からだけではきめかねる。しかし、出石誠彦は、紀年の記事は符物を尊重する思想の盛んに唱導されるようになつてからの作為とし、従つて、瑞應獸として誌したものとみている。「呂氏春秋」（音初）に禹、功ヲ行リ、塗山ノ女ヲ見ル。塗山氏ノ女ハ其ノ妾ヲシテ、塗山ノ陽ニ俟タシム。女乃チ歌ヲ作ル。歌ニ曰ク「人ヲ俟ツ猗^{カナ}」ト

といふ。この禹と塗山の女の出会いは、「吳越春秋」には、禹と九尾狐との邂逅とされて、

禹、年三十、未ダ娶ラズ、行キテ塗山ニ到ル。時ノ暮レテ其ノ度制ノ失ワンコトヲ恐ル。乃チ辞シテ云ウ、吾ノ娶ルヤ必ズ応アラント。乃チ白狐九尾アル有リテ禹ニ造ウ。⁽³⁵⁾

という。綏々白狐云々は「詩經」の衛風・有狐、同じく齊風・南山にもあつて、逍遙して匹を求める貌。禹の求婚の相手としては、余りふさわしい相手にみえないが、同書に

禹曰ク、白ハ吾レノ服ナリ。其ノ九尾ハ王者ノ証ナリ。⁽³⁷⁾

というのをみれば、九尾の白狐を瑞獸と考えていたことは明らかである。

一般に祥瑞思想は前漢を経て、後漢・六朝期に盛んとなるが⁽³⁸⁾、九尾狐が瑞應の神獸として書きたてられるのも、こうした傾向に対応する。「逸周書」王会・「白虎通」卷五・「魏略」・「宋書」符瑞志等々、これを瑞應獸としてのべる当時の書は多い。「山海經」の海外東經の

青丘ノ国ハ其ノ北ニ在リ 其ノ狐ハ四足ニシテ九尾アリ

および、大荒東經の

青丘ノ国有リ 狐九尾アル有リ

に、郭璞がそれぐ注を施し、後者に

太平ナラバ則チ出デテ瑞ヲ為スナリ

とし、前者に「古本竹書紀年」の上掲文を引くのも、晋代の九尾狐觀を示すものであろうが、海外・大荒の両經の記述もまた、九尾の狐を不祥の妖獸として扱つたものではない。

ところが、同じく「山海經」でも、山經の記録した九尾狐は海外、大荒の諸經とは異質である。

青丘ノ山・獸有リ 其ノ状ハ狐ノ如クシテ九尾アリ 其ノ音ハ嬰兒ノ如シ 能ク人ヲ食ウ 食エバ蠱セズ(南山經次一)⁽³⁹⁾ 郝懿行が、この青丘山の食人獸は「ソノ状ハ狐ノ如キ」ものであつても眞の狐にあらず、九尾狐に比定するは誤りなりといふのは、漢朝以来の九尾狐ノ瑞獸觀に立脚した誤解である。

この靈狐の棲む青丘の方位に時代の相違がある⁽⁴⁰⁾が、時代はまた九尾狐伝承そのものと、その意味觀をも変化させた。小川琢治が、この変容に言及して、怪獸がのち誇張されて靈獸に転位したものであろうと推測したのは大筋において妥当である⁽⁴¹⁾。太平の世に出現すると信じられる九尾の狐も、実は嬰児の如き啼き声を發し、人を襲つて啖う山鬼的存在であり、九本に分れた尾はこの神怪にふさわしい属性であった。

鳬麗山の蠻蛭は青丘の神狐と類似した属性をもつ。

鳬麗ノ山……獸有リ 其ノ状ハ狐ノ如クニシテ 九尾・九首・虎ノ爪アリ 名ヲ蠻蛭ト曰ウ 其ノ音ハ嬰児ノ如シ 是レ人ヲ食ウ

(南山經次二)

「廣韻」に、蠻蛭は「九尾、虎爪ニシテ音ハ小兒ノ如シ、人ヲ食ウ」という。「廣韻」の方に脱誤があるのでなければ、鳬麗山の蠻蛭の九首は衍字であつたのかもしれない。しかし、とくに怪異なるものの伝承や神表象の変容は、決してまれな現象ではない。また「山海經」には、多首の鳥獸蟲魚の伝承も少なからずある⁽⁴²⁾。あるいは九つの尾に対応して多頭の怪獸が形成されていつたのかもしれない。

いずれにしても九尾の狐は、後世、青丘の地固有の靈獸のようにされてしまつたが、かつて、このような怪獸は若干のヴァリエーションをもちながら、諸方の山々に棲み、里人たちによつて畏怖されていたのではなかつたろうか。

土 蟻 • 欽 原

昆侖の丘に棲むという土蟻と欽原もまた、神話伝承上の怪異とみられる。

昆侖ノ丘……獸有リ 其ノ状ハ羊ノ如クニシテ而カモ四ツノ角アリ 名ヲ土蟻ト曰ウ 是レ人ヲ食ウ 鳥有リ 其ノ状山川の神々(一)

ハ蠶ノ如ク 大キサ鷦鷯ノ如シ 名ヲ欽原ト曰ウ 鳥獸ヲ蠶セバ則チ死シ 木ヲ蠶セバ則チ枯ル (西山經次三)

「広韻」にその出典を「山海經」として、土𧈧は「羊ニ似テ四ツノ角アリ 其ノ銳キコト当リ難シ 物ニ触ルレバ則チ斃ル 人ヲ食ウ」とあるが、これは陸方言らが、この山經の文を敷衍してのべたものか、あるいは隋代ころに、現行本と異つた異文があり、これによつたものであろうか。たゞし、山𧈧を山𧈧としているのは、「其ノ状 羊ノ如キ」の故に、「広韻」の執筆者がことさらに羊に従わせて文字を書く誤ちを侵かしたものかもしけない。土𧈧は本来、羊状の獸属ではなく、角のある巨大な蟲類になぞらえられる怪異であるからである。

海外北經の

大蠶ハ其ノ状 蠶ノ如シ 朱蛾ハ其ノ状 蛾ノ如シ

の文と、「楚辭」招魂の

赤𧈧ハ象ノ若ク 玄蠶ハ壺ノ若シ(些)

の文は、前後入れ替わつてはいるが、同じ伝承を素材としている。赤𧈧とは曠野の中の赤蟻、其の状は象の如きもの⁽⁴⁴⁾、また朱蛾は、朱き蚍蜉すなわち、大𧈧⁽⁴⁵⁾のことであり、海外北經の大蠶・朱蛾、招魂の玄蠶・朱𧈧は、それぞれ巨大にして怪奇な蜂と蟻に関する伝承をのべたもの。そして、昆侖の丘にいるという欽原と土𧈧とは、これらに比擬されるものである。𧈧は𧈧・𧈧蟻などのように、アリと連称される土中の蟲⁽⁴⁶⁾である。その角に触れるものを悉く斃し、人間を噛み殺す巨大な怪物であれば、山經にこれを獸の類と表現されていようとも、些かも不思議ではない。

メガステネス・ヘロドトスその他のギリシャ古代史家が、インド北方の砂漠に棲むという金を掘る蟻の伝説を誌している。大蟻が土中の砂金を掘り出すが、人々はこれを盗みにゆく。しかし、時として蟻に追われて生命を失うことがあり、この危険からのがれるべく、脚の疾い駱駝に乗つて出かけてゆくという伝承である。小川琢治は昆侖の土𧈧をこの大蟻に

比定したのは注目される。⁽⁴⁷⁾ 昆侖は西方にある山である。インドの黄金を掘る殺人蟻の伝承が、昆侖伝説に組み入れられて「山海經」に収録された可能性は多分に考えられるのである。

欽原は爰原または至原とも記述されるといふ。⁽⁴⁸⁾ 名の由来は探し難いが、晋代には、こういう異説があつたのであろう。これは鳥獸を齧せばたちまち斃死し、触れば樹木も枯れるほどの猛毒をもつ鳥であり、巨大な蜂とする招魂の玄蠶と合致する。

「西山經次三」の上掲文は、人々を震え上がらせるこのような大蟻と大蜂が昆侖に棲み、この丘を衛つてているという伝承を誌したものであろう。

抱鷁

赤子の鳴き声に似た声を発し、人を喰うという鉤吾山の抱鷁もまた、里人の恐怖する妖怪であつた。

鉤吾ノ山……獸有リ 其ノ状ハ羊ノ身ノ如クニシテ⁽⁴⁹⁾ 人面ナリ 其ノ目ハ腋ノ下ニ在リ 虎ノ歯モチ人ノ爪セリ 其ノ音ハ嬰児ノ如シ 名ヲ抱鷁ト曰フ 是レ人ヲ食ウ

まことに怪奇な形姿である。郭璞がこの怪物を

物為ル貪慾ニシテ人ヲ食ウ。未ダ尽サザルニ、害ハ其ノ身ニ還ル。像ハ夏鼎ニ在リ。左伝ノ所謂饕餮是レナリ。

と記いているが、示唆に富む注解である。饕餮は窮奇・渾敦・檮杌と並び称せられる四凶の一つである。その性は、とくに飲食・貨賄に貪慾であつた。⁽⁵⁰⁾ 「呂氏春秋」に、「周鼎ハ饕餮ヲ著ク。首有リテ身ハ無シ。人ヲ食イテ未ダ咽マザルニ、害ハ其ノ身ニ及ブ。以ツテ報更ヲ言ウ。」(先識覽)といふのは、饕餮の貪欲さに関する教育的・合理主義的解説と、青銅彝器上のいわゆる饕餮文が何故、首部のみを象るかを説明したものである。ところが更に、この饕餮をはじめ怪獸奇鳥紋が、

何故、器物上に附せられるようになつたかについては、「左伝」に別の説明がある。それは、楚王が周室の鼎の輕重を問うた有名な事件に関連し、周の大夫・王孫滿が語つた事柄で、その昔、あらゆる怪異なる物の姿を鼎に鋳たのは、それら魑魅罔兩についての知識を民に与え、人々が山林川沢に入つても、これらの怪異なる物から身を禦ぎうるようにするためであつた（宣公三年の条）というのである。

これら一連の伝承や注解から、いわゆる饕餮もまた、王孫滿の指摘した山林川沢に巣喰い、人民に危害を加えるという螭魅罔兩の一味であつたことが、推理されるのである。

饕餮は貪婪で、すべてを貪り喰い尽すあまり、我が身・我が四肢をも啖うほどであつた。食人獸の抱鶲を郭璞がこれに比定したのは、抱鶲が饕餮さながら貪慾であるという伝承が、晋代にはあつたのであろうか。或いは、抱鶲 || 饕餮を根拠づける資料が遺されていたのであろうか。実は「饕ハ貪ナリ」（說文）といわれる。従来、いわれてきたように、饕餮とは特定の怪獸の名称ではなく、実は人を貪り啖うと信じられた惡鬼・邪神的な怪物のその貪婪さを語源としたものではなかつたか。饕餮の二つの文字が、ともに食字を伴なうのは、この意味であつたのではないか。且つて、容庚らは、饕餮の起源とその意義についてのべ、饕餮の名は後人の定めた所のもので、その意味もまた後世、附会したものであつて、正しい用法ではあるまいとし、近年、中国の考古学界では、饕餮紋の名を改めて「獸面紋」の名を用い始めている。⁽⁵²⁾ ⁽⁵³⁾

抱鶲を「獸面紋」、すなわち從來の饕餮紋のモデルであつたとする確かな根拠はないが、窯窓・窮奇と同様、山林藪沢に棲むいわゆる山鬼・妖怪の表象であつたのである。

微 猶 そ の 他

山經はこれらのほかにも、怪奇な鳥獸が各地の山々にいることを記録している。西の方、三危山には、四本の角を生や

し、恰も蓑を着けた如き長毛の垂れた獰猟が棲み⁵⁴、萊山には羅羅⁵⁵という名の怪鳥がおるといふ。また、南の方、浮玉山には虎に似た彘⁵⁶という名の怪獸が棲み⁵⁷、一方、北の北獄山には、牛状で四本の角をもつ諸懷⁵⁸という名の怪獸がいるといふ。これらはいずれも、人を好んで喰う怪異であるといわれる。おそらく、かれらもそれぐの山に棲む鬼神の表象であつたのではないかと想像されるが、上にのべてきた怪獸・怪鳥類の妖怪の本源は、つぎの伊水に棲む水怪のそれによつてうかゞい知ることができるであろう。

馬腹・馬腸之物

伊水が洛水に合流する地方といえば、古代中国の中心地、いわゆる中原の中でも枢要の地である。この水辺に人を食う水怪の信仰があつた。その水怪は馬腹⁵⁹という奇妙な、しかし、水怪らしい名で呼ばれている。

蔓渠ノ山……伊水ハ焉コニ出デテ東流シ 洛ニ注グ 獣有リ 其ノ名ヲ馬腹ト曰ウ 其ノ状ハ人面ニシテ虎身ノ如シ
其ノ音ハ嬰兒ノ如シ 是レ人ヲ食ウ

この馬腹は虎に似た水怪で、後世の水虎に類する。「水經注」卷五・沔水の条に

(疎水) 東シテ沔水ニ入ル、之レヲ疎口ト謂ウ。水中ニ物有リ、三四歳ノ小兒ノ如シ。鱗甲ハ鯉鯉ノ如シ。之レヲ射ルモ入ル可カラズ。七八月中、好ンデ磧ノ上ニ在ツテ自カラ曝ラス。鄰頭ハ虎ニ似ル。掌・爪ハ常ニ水中ニ没シ、鄰頭ノミヲ出ス。小兒ハ之レヲ知ラズ、取りテ弄レ戲ムラント欲スレバ、便チ人ヲ殺ス。或イハ曰ク、人、生キナガラ得ル有ラバ、其ノ臙ヲ摘ミテ厭^{フサ}ゲ、小小使ウ可シ。名ヲ水虎ト為スモノナリ。

「襄陽記」にも、ほゞこれと同内容の文がある。それによれば、「鄰頭、虎ニ似タリ」以下は「掌・爪ハ常ニ水ニ没シ、膝ヲ出シテ人ニ示ス。小兒之レヲ弄ババ、便チ人ヲ咬ム。人、生キナガラ得バ、其ノ鼻ヲ摘メ、小小之レヲ使ウ可シ」と

なつて(⁵⁸)いる。水棲の怪であるので、その鼻を摘んでしまえば、意の儘に扱えるとされるから、「水經注」の臯を摘むとは鼻をつまんで制御することで、臯は鼻字の譏りであろうか。それとも臯は華⁽⁵⁹⁾にも、虎にも通じる。譏字でなければ陰語か。とにかく、伊水の馬腹と疎水の水虎とは、同一の信仰から派生した水怪伝説とみられるが、華南の陵水にも、水盧とよぶ同じような水怪の伝承があつた。「荊州記」によれば、

「物有り、馬ノ如シ・好ンデ磧上ニ在リテ、自カラ曝ラス、膝頭 虎ノ掌爪ノ如シ・名ヲ水盧ト為ス。」

という。また、「刀劍錄」に、

漢ノ章帝ノ建初八年、一金劍ヲ鑄テ、伊水ノ中ニ投ジテ、以ツテ人膝ノ怪ヲ厭グ。

とあり、降つて梁の陶宏景は、この伊水の怪について、

伊水ニ一物有り。人ノ膝頭ノ如クシテ 爪有リ。(或いは「人ノ膝ノ如クニシテ、頭爪有リ」と訓すべきか) 人浴スレバ、輒チ没シテ復ビハ出デズ。

というから⁽⁶¹⁾、後漢・六朝以降も、伊水その他各地の河川に、虎の如き鋭い爪で人畜を水中にひきずり込んで咬み殺す人間の膝に似た水怪信仰があつたらしい。「水經注」等が水虎・水盧の姿を鄰頭の語で表現しているのも、人膝の怪をいつたものであろう。ところで、四川省成都の近郊に南宋時代の墳墓が多数残されており、近年、こゝから大量の明器が発掘されている。その中に、発掘報告者が独脚俑と呼ぶ奇妙な鎮墓俑が含まれている。それは一本の人間の足の上の、あたかも膝に当る部分に、大口を開いた怪物の頭首が載る——これを報告者は「円面大口・無身・首足相連」と記述している——怪異な姿をしている。⁽⁶²⁾(第一図) これこそまさに伊水・疎水に棲む馬腹・水虎——人膝の怪、虎の如き膝頭の水怪の具体的な姿に違いない。四川では、首と足のこの怪物を「呑口」と俗称しているところを察すれば、かなりポピュラーな土俗であろう。この水怪が人を咬み殺して貪り啖わん様は、その呑口という俗称、その大口の容貌に端的に示されている。

水の怪・水の神に対する禁厭呪術として、金属製品や鉄屑などを投じる土俗は世界的に分布し、東アジアにも類例が極めて多い。「刀劍錄」に一振りの金属製の劍を伊水に投じたとあるのも、人をさらつて啖う水怪の危害を避けんとする呪術であつた。

日本の水怪の河童は文字通り、童児の姿をしている。「水經注」が水虎を幼童に比しており、宋代の明器「呑口」の短小な姿もまた幼児のそれを連想させる。中国の水怪は日本の河童同様、小童と信じられている例が少くない。⁽⁶³⁾ もつとも水怪には、すでにみたように、沢更の川に棲む蠶雕のような怪獣もいたし、また、竜蛇の姿をとるものも少なくなかつた。⁽⁶⁴⁾

嵐山 江水ハ焉ニ出デ……其ノ中ニ怪蛇多シ

独山……末塗ノ水出デテ東南流シテ汚ニ注グ 其ノ中ニ儼蠕多シ 其ノ状ハ黃蛇ノ如クシテ魚ノ翼アリ

(中山經次九)

第一図 宋代の独脚俑「呑口」



の怪蛇・儼蠕などは、そうした水怪の一例であつたと思う。郭璞が末塗水の怪蛇に、注解を加えて、

水中ニ在リテ、岸ノ人・牛馬ヲ鉤取シテ 之レヲ啖ウ。

といつてゐる。これは、末塗の水辺に人や家畜をさらつて啖う竜蛇の信仰があつたことをいつたものか、さもなければ、三国時代の竜蛇伝説の知識をもつて誌したものにちがいないが、水神を竜蛇と観じた土俗は、中国でも一般的である。おそらく、儼蠕・怪蛇は水神の類縁であつたに相違ない。

水神・水怪が家畜、とくに馬を好んで攫うという伝承は極めて多

い。水怪と馬の密接な関係は、柳田らの民俗学者の報告や、石田英一郎の「河童駒引考」に詳しく論述されている。⁽⁵⁵⁾ 石田はこれを、水神に馬を犠牲とした農耕儀礼に淵源する伝承と解釈した。

蔓渠の山から流れ出る伊水の怪の名を馬腹と呼んだのも、水怪と馬との浅からざる縁因を物語るものであろう。伊水の合流する洛水に棲むという水怪の名・馬腸もまた同様であろう。

謹拳ノ山 雉水ハ焉コニ出デテ東北流シ乎扈ノ水ニ注グ 其ノ中ニ馬腸ノ物多シ

(中山經次四)

腸と腹は文字・意味ともに近い。馬腸を物と称していることも、これが水怪であることを示唆するのである。

伊水の馬腹・洛水の馬腸の物は、おそらく獰猛な虎に似た、しかしながら、人膝の怪に近い姿をし、水辺の人を脅し殺す水怪であつた。だがしかし、それは零落し、妖怪化した姿であつて、その昔は、水辺に生活する人々が神と崇め、その祟りを宥和し、その加護もとめ、招福を祈り、畜馬を犠牲としてさぎけてきた尊い対象であつたのではないか。虎身の水怪が馬腹と呼ばれるのは、その名残りであろう。

日本の民間信仰の天狗・河童を代表とする山川の妖怪は、古い時代の神の零落した姿であると解釈されている。その昔、神が圧倒的な勢威をもつて、人間社会に君臨した。しかし、人間生活の発展は、人が神の領分を侵すようになると、神はおのれの神威を回復し、再び人間にこれを認めさせようとして、醜怪なる容貌と脅迫する奇声とをもつて、人々の眼前に出現することとなつたのだといふ。⁽⁵⁶⁾

上に列記してきた中国の怪異は、窮奇や九尾狐などがそうであつたように、その履歴に曲折や転向があつた。そして、これら怪異たちの、より遙かな過去に遡り、その出自を辿つてゆくと、実は、伊水の馬腹にその片鱗を垣間見るよう、「木石ノ怪・水ノ怪」といわんよりは、人々の手あつい祭祀を享けてきた威厳ある山神・水神であつたのではないか。

すなわち、ことさらに妖怪で、猛々しいよそいをするこれら怪物にも、かつては、山岳や川沢に神鎮まつて、山裾や川しもの邑里に君臨していた過去があつたにちがいない。神々は祭祀・祈願に対しては、人々を助け、祭るべくして祭らないものには怒つて祟りすると信じられた時代があつたのである。奇声をあげ、人を喰い殺さんとばかりに脅迫する怪異は、祭られざることの久しい神の怒りの姿であつた。中国の古史書は、人身供犠の習俗の実相を容易に記録にとどめようとはしなかつたが、中国には絶えて無かつた蛮風であつたわけではない。鄭の河伯嫁取りの伝承⁽⁶⁸⁾は、黃河流域において、水神に人身犠牲を捧げてきた習俗の名残りである。とすれば、山經の語る山川の怪異が人を喰わんと欲するのは、人々を威嚇する姿というよりは、むしろ、畜儀やさらに入犠をも供えて祭つたその昔の祭祀を強要する、落魄・乱暴化した神の表象であつたのではないか。そしてまた、窮奇・饕餮などが、その醜怪さの故に、螭魅罔兩を追う神の使徒にとりあげられ、九尾の妖狐が瑞獸の列に加えられて、その出現を歓迎されるようになつたのは、実はそれら妖怪のプロモーションといわんよりは、それらがその始源において帶びていた、人々を保護し、これに助力する神の業の一面への復帰、装いを新にした神々の再生であつたのである。

註

- (1) 天野元之助「中国古代農業の展開」（京都大学人文科学研究所「東方学報」第三十冊 昭和三四年）一五五〇六頁 より
伊藤道治「甲骨文・金文に見える邑」（神戸大学文学会「研究」33）を参照。
- (2) 「山海經」郭注 乘霧而飛者
「爾雅」鯀魚 謐 謐蛇 郭注 竜類能興雲霧而游其中
「說文」謐 神它也 从虫朕声
- (3) 「漢書」武帝紀の輯江淮物の如淳注に物を神とし、同書・郊祀志上の「有物曰蛇、白帝子」の顏師古注と同じく物を鬼神とする。なお、「左伝」宣公三年の「夏之方有德遠方圖物貢金九牧 鑄鼎象物百物而為之備使民知神姦故民入川沢山林不逢不若 蟒魅罔兩莫能逢之」の文が、物の意味するところ（魑魅罔兩）を能く示しているが、この文と物の原義については、後述で詳しく言及する。池田末利「四方百物考」（大東文化大学漢学会「漢学会誌」第三号参照）

(4) 藤堂明保「漢字の語源研究」(東京・学燈社、昭和三九年再版)七一九頁

(5) 「書經」夏本紀の海岱維青州……厥貢鹽・絲・海物・維錯岱畎・絲・枲・鉛・松・怪石の鄭玄の注に、海物 海魚也とし、孔安国は怪石に釈をほどこして、怪異好石似玉者という。しかし、怪石を怪奇なる玉に似た石とする解釈は、「山海經」のそれにそのまま通用できないことは、物の意味がそうであるのと同様である。

(6) 宮崎市定「中国上代は封建制か都市国家か」(京都大学史

学研究会「史林」第三三卷第二号、一九五〇年)十三頁

(7) 「怪力乱神」とは集注に「怪異・勇力・悖亂之事、非理之正 固聖人所不語 鬼神造化迹 雖非不正 然非窮理之至 有未易明 故亦不輕以語人也」とあり、怪・力・乱・神を四語と解している。しかし、こゝでは、とくに力点の置かれた鬼神・怪異という常識的な意味に理解して引用する。

(8) 安井息軒「論語集説」卷二

倉石武四郎「『怪』を語る」(東京支那学会「東京支那学報」

第四号 昭和三三年)一頁

(9) 郭璞は西山経・邦山の条と海内外經の文を互訓とし、両者を一物とみている。

(10) 西山経・邦山の条の郭注に「一名号曰神狗」という。伝承的の存在の故、さまざまの異伝を生む可能性が潜んでいた。

(11) 「後漢書」礼儀志、「續漢書」など。

(12) 西山経・邦山の条の郭注の一句「銘曰：」という語で始められている文で、郝懿行は他の例から、銘とは図讀を指していると解いている。たゞし、現行本の「山海經図讀」にはこの文を欠く。

(13) 小林太市郎「方相厭疫考」(「支那学」第十一卷第四号 一九四六年)増補訂正し、「漢唐古俗と明器土偶」(京都・一条書房 一九四七年に所収)

上原淳道「神荼鬱墨について」(道教学会「東方宗教」創刊号一九五一年)

(14) 窮奇を惡鬼とする思想は、三国・六朝の世にも伝わつていいたらしい。「神異經」に

西北有獸 其狀似虎 有翼能飛 勸食人知人言語 聞人鬪輒食直者 聞人忠信輒食其鼻 聞人惡逆・不善輒殺獸饋之 名曰窮奇 (「史記」正義引く)

(15) 「淮南子」本經訓

(16) 龍首が重複しているのは、この文に誤字・衍字ないし脱文のある事を推測させる。その意味で劉逵が吳都賦の注に引いたつぎの文は注意に価する。

南海之外有猰貐 状如貍 竜首 食人

なお「說文」に「貍 獬貍 从貍 虎爪 食人 迅速」「爾雅」に「猰費 類貍 虎爪 食人 迅速」という。漢代に猰費を貍状とみる考え方に行なわれていた。貍は「說文」・「爾雅」などでは、野猫、すなわち虎の類縁とされ、虎と連称される(「教熊

鼈貔貅虎 炎帝戰於阪泉之野」「史記」五帝本紀)たゞし、
貔は音区(「説文」)で、牛音と近い。北山経・少咸山の龜嶽が
牛状というのは、あるいは龜状の転声字か。

(17) 「太平御覽」卷九〇八に引く文、本經訓には「堯乃使羿上射十日而下殺猰貐」とある。

(18) もつとも海内外南經の郭注に

龜嶽 本 蛇身人面 為式負臣所殺 復化而成此物(竜首)也
といふ。

しかし竜と蛇は同質、蛇身人面が再生して竜首に化したという
のでは、再生の意味が十分にあらわれていらない。

(19) たとえば槃瓠伝説をみよ。松本信広「槃瓠伝説の一資料」

(「東亞民族文化論叢」東京・誠文堂新光社 昭和四十三年)

(20) 普通 水棲生物や水産の鉱物は「××之水出焉 其中多○

○焉(又は其中有○○焉)」の表現形式をもつて誌されている。

この点から「…南流注于滂水 水有獸焉」の二字目の水は衍字
ではないかと疑われる。

(21) 柳田国男「妖怪古意」(「國語研究」第二卷四号 昭和九年)
(定本柳田国男集第四卷 東京・筑摩書房 所収)
(22) 桜井徳太郎「ノツゴ伝承成立考」(「民間信仰」東京・培養房
昭和四一年 所収)

(23) 章昭注 文犀之渠謂楯也 文犀 犀之有文理者

(24) 松果之山 有鳥蛇 名曰鷦鷯 其狀如山雞 黑身赤足 可
以已臊 (西山經次一)

山川の神々(一)

歷石之山…有獸焉 其狀如狸而白首虎爪 名曰梁渠 見則其
国有大兵 (中山經次十一)

(25) 「書經」胤征の殲厥渠魁の伝に、渠 大也という。また、

「説文通訓定聲」に渠 叚借為鉅とある。

(26) 「爾雅翼」に、芋之大者 前漢書謂之芋魁 後漢書謂之芋渠

(27) 畢沅校注・郝懿行箋疏ともに同じ。

(28) 因みに文犀之渠や、犀の皮革製の楯を意味する犀渠とは、
淮南地方の用語ではなかつたかと考えられるが、資料不足のため、推量による仮説の域を出ない。

(29) すでに柳宗元らがこの点に注意している。

聞一多「古典新義・天問」(「聞一多全集選刊二ノ下」北京・
古籍出版社 一九六五年)三九四~五頁参照

(30) 鯀堆の堆はおそらく雀の誤りか。郝箋疏も同じ見解を示す。

(31) 蔣驥撰「山帶閣注楚辭」楚辭三卷(上海・中華書局 一
九五八年)八頁による。

(32) 「千字文」周發殷湯の李羅注

(33) 「下學集」お伽草子

(34) 「古本竹書」の文。因みに、「今本竹書」は帝杼八年 征于
東海及三夷 得一狐九尾

(35) 出石誠彦「夏朝に關する史傳とその批判」(「支那神話伝説
の研究」東京・中央公論社 昭和十八年)六二九頁

(36) 「吳越春秋」越王無余外伝

(五五五) 五七

- (37) 「吳越春秋」越王無余外伝
 (38) 出石誠彦「漢代の祥瑞思想に関する一・二の考察」〔前掲書〕

- (39) 「食エバ蟲セズ」については、別項でとり上げる。九尾狐の蠱惑性に關係があろう。

- (40) 「南山經」に含められているが、南山經が包有する山岳は、實際は中央よりみて東南方位に当る。これがのち、東方に在るもののように考えられていつたもので、それが海外經・大荒經に収録されたものと、小川琢治は想定している。(「支那歴史地理研究続集」東京・弘文堂書房 昭和十四年再版 五九〇六〇頁)

- (41) 小川琢治「支那歴史地理研究続集」六〇頁

- (42) たとえば、大荒北經に 相絲九首蛇身など。

- (43) 蟻蛭に類似した名の怪獸に蠻蛭がある。

- 昆吾山：有獸焉 其狀如蠍而有角 其音如号 名曰蠻蛭 食之不昧 (中山經次二)

郭璞は蠻蛭・蠻蛭は同名であるとし、郝懿行が、両者ともに正しくは蠻蛭と書くべしというのは、郭注を受けての論証であるが、郭・郝とも同名の奇獸がなぜ、凡そ違つた姿であるのかについて、何も触れてない。(昆吾山の蠻蛭、とくに「之レヲ食エバ昧セズ」については該当項で後述) 伝承・民間信仰上にも、同名異物・異称同種のあることは不思議ではない。山經にはかかる類例が目立つ。山經に後人の手が加わっているという

ものの、このような混線・不首尾がみられるのは、この書が古い伝承をそのまま保持してきたことを物語る。

- (44) 招魂王註「眴野之中有赤蟻 其狀如象」

- (45) 郭璞注に蛾 蚤蜉也。

- (46) 畢沅は「周書」王会解に「州靡費費 其形人身反踵自笑也」因みに小川琢治は、郭注(蛾 蚤蜉也)は誤りで、蛾は即ち蟻であるという。(小川「前掲書続集」七八頁)しかし「爾雅」・「玉篇」をみれば、それは小川の誤解か。

- 笑則上脣弇其目 食人 北方謂之土蠻」とある土蠻と、昆侖丘の土蠻を同一視するが、名称の一一致に拘泥した誤解である。同称異物の例は他にある。これは海内南經の「梟陽國：其為人人面長脣黑身有毛反踵 見人笑亦笑」の梟陽(羊)「爾雅」釈獸・狒狒の郭注「狒狒 梟陽也」山海經曰(海内南經の文を引く)交広及南広郡山中亦有此物 大者長丈許 俗呼之曰山都」の山都の類に比せられるものであるが、たゞし、梟陽・山都の類を土蠻の名で呼んだのはやゝ疑問がある。山田勝美「螭彫罔面考」(日本中国学会「日本中国学会報第三」 昭和二七年)五五〇六頁参照

- (47) 小川「支那歴史地理研究初集」(昭和三年)二二七〇八頁 二四五頁 二六四〇六頁

- (48) 郭注に「欽或作爰或作至也」とある。

- 其状如羊身の如の字は藏經本に欠く。郝箋疏

(50) 「左伝」文公十八年の条に、左の文あり。

縉雲氏有不才子 貪于飲食 冒于貨賄 侵欲崇侈 不可盈厭
聚斂積實 不知紀極 不分孤寡 不恤窮匱：

(51) 森三樹三郎「支那古代神話」(京都・大雅堂 昭和十九年)

八六頁参照

(52) 容庚・張維持「殷周青銅器通論」(一九五八年)第七章

(53) 上海博物館編「上海博物館青銅器」(上海人民美術出版社 一九六四年)なお、この項は上原淳道油印手記「讀書雜記」No.60 (一九六五年七月十四日)に負う。

(54) 三危之山 三青鳥居之 是山也廣員百里 其上有獸焉 其

狀如牛 白身 四角 其豪如披蓑 其名曰獮狽 是食人 (西山經)

この獮狽について、犬の眷族であるという説がある。「獒狽ハ獸ノ名」(「玉篇」と)、犬に従う獒の字を以つて表わすのもその一つであり、「説文」・「爾雅」も犬の類とし、前者は 獣を「犬、人心ヲ知ル。使者トスベシ」と、飼いならされた家犬を、後者は「狗、四尺ナルヲ獒ト為ス」(糺畜)と、畜犬のうち、とくに丈高き巨犬の名をいうとする。「左伝」宣公二年秋九月、晋侯が嗾けて趙盾を噛み殺させようとした猛犬は獒といわれている。「説文」・「爾雅」のいうところと通じるものがある。しかも、「公羊傳」宣公六年の条に、左のようにある。

靈公ハ周狗ヲ有ス。之レヲ獒ト謂ウ。
獒は狗犬の類である可能性は一層確かだが、たゞし、周狗については問題があり、何休は「周狗ハ以ツテ周ノ狗ニ比ス、指ス

所、意ノ如シ」とするのは、西方の周のよく飼いなされた家犬としたための注解らしいが、郝懿行はこれを根拠のない望文生訓の虚説とし、周狗云々を郭璞が引用して、害狗としていることを採り上げ、用例を挙げて、害狗に訂正せよと主張する。だが、「尚書」旅獒には、

西旅ハ厥ノ獒ヲ底シ貢グ

と、西戎の長が貢物として、獒とよぶ丈四尺の異様な巨犬をもたらしたことを探えているから、この獒は獰猛な噬犬でもあり、西方伝来の家犬でもあるらしい。一方的に周狗を害狗に訂正もできかねる。しかし、巨大な、人を噛み殺す猛犬であることは確からしい。

この獒が獮狽(獒狽)と関わりのありそなことは、西方にあり、人を噬み殺すというとして有力ともみえぬ二点にすぎないが、獮狽が牛の状とは、実は、其ノ状ハ牛ノ如キ(巨軀)の意味であつたとすれば三危山上の怪獸には、西方産とされる巨犬が反映していたのかもしれない。獮狽が「其ノ豪ハ蓑ヲ披ムルガ如シ」とは、その剛毛で被われたさま。たゞし四本の角の生えているという姿は怪異だが、これも「爾雅」等の丈四尺の四と數詞の共通している点に注意すれば、もともと白身四丈の譯りではなかつたかと、附会できないこともないが、これまで望文生義的俗流であるかもしけぬ。「廣韻」の引く文は白身を白首とする。とすれば、白身四丈ではなく白首四角。もし

生えでたシンボリックな角とみるべきであろう。

三危山の徹徳は単なる巨犬でも野牛でもない。「是山ヤ 広員百里 其ノ上ニ」おるのがこの怪物で、同じ山に来り棲むのは、西王母のため食料を蒐めるという伝承をもつ三青鳥と、一首にして三身の鳥・鷦であるという。徹徳は三危の山の神獸と考えられる所以である。

(55) 萊山：其鳥多羅羅 是食人（西山經）

羅羅多シと多寡をもつて表現されているのも問題であり、またこゝでは鳥の名とされておるが、普通、羅羅は虎の異称として知られている。鳥の字は獸の譯りではないかとも疑われる。すなわち、雲南原住民は虎を羅々と呼び、〔天中記〕また、海外北經に「北海内ニ：青獸有リ 状ハ虎ノ如シ 名ヲ羅羅ト曰ウ」とある。萊山の鳥が獸の譯字であるならば、人を喰う虎群をのべたものとされるが、山經には同名異物の怪異が少なくない。後考に俟つ。

(56) 浮玉之山：有獸焉 其状如虎而牛尾 其音如吠大 其名曰彘 是食人（南山經）

「山海經」は彘と豚（豕）とを同一とはしていらない。南山經の雞山の条に、こゝに水源をもつ黒水中の鱗魚来形容して、

其ノ状ハ鮒ノ如ク而カモ彘ノ尾アリ 其ノ音ハ豚ノ如シ

といつてゐる。しかし「彘ハ豕」〔説文〕、方言に違ひはあつても〔方言〕八 猪、北燕朝鮮間、謂之彘。関東西或謂之彘或謂之豕）彘は普通、豕（豚）の類とすべきであるが、浮玉山

の彘と呼ばれる山獸は、犬の吠えるが如く鳴く虎に似た動物で、人を啖うのである。いわゆる彘豕の彘とは同名異物である。浮玉山の彘は隱語か。

(57) 北獄之山：有獸焉 其状如牛而四角・人目・彘耳 其名曰諸懷 其音如鳴雁 是食人 諸懷之水出焉（北山經）

「玉篇」に「犧、獸、牛ニ似テ四角人目」とし、その字が牛に従うのは、「其ノ状ハ牛」といわれるのに依つたものであろうか。また、諸懷という川の名も、この異獸の名に因んだものであろうか。しかし、郝懿行は、北獄山は「水經」のいう乎獄で、山西大同渾源州にあり、恒山のこととし、〔郝箋疏〕他方、「集韻」は諸を挙げ、「水名、恆山ニ在リ」、「廣韻」も同じく「北獄ニ在リ」という。これらを整理すれば、諸懷ノ水の懷は衍字、獸名の諸懷（犧）の諸も衍字、水名の諸（諸）と獸名の懷（犧）が諸懷の名を形成したものと考えられないこともないが、諸懷の名は「説文」以下の文献にも見えない。（山經には、諸懷のよう他の古史書等にない独特な異物名がしばしば誌されている。山經の特異性はこの書の古さをも物語るものか）また郭注も言及せず。しかし、諸懷を説く山經の文からみれば、北獄山にすむと信じられ、人を啖うとして、里人の怖れた怪異な獸を誌したものとみられる。

(58) 「本草綱目」卷四二 淫鬼蟲付錄

(59) 「左伝」莊公十八年 蒙皋比 注に皋比、虎皮。

(60) 陵水中有物如馬、甲如鱗鯉、不可入。七八月中、好在磧上

自曝。膝頭如虎掌爪。小兒不知，欲取弄戲，便殺人。或曰生得者摘鼻厭、可小小便、名為水廬。〔荊州記〕 劉昭注郡國志中廬による)

(61) 「山海經箋疏」中山經、蔓渠之山の項の郝箋疏による。

(62) 陳建中「成都市郊的宋墓」(文物參攷資料編輯委員會「文物參攷資料」一九五六六年第六期)四九頁

(63) 水鬼時常在水中生活，其狀如三四才的小孩，蓬頭散髮，火眼金睛，髮黃長垂至膝，有兩棲之性質，夏天常在池塘溪邊樹林中遊戲（最喜打鞦韆）。以俟游泳者為伍，牠身雖細小，但在水中有特別之能力，故可將人拖入水底，一直至淹死乃放。李次民

「從母親懷裏聽到的幾個怪鬼」(廣州中山大學「民俗」八三期)

(64) 黃芝園「中國的水神」(香港·龍門書店 一九六八年、但し初版は一九三四年、上海にて)

(65) 柳田國男「山島民譚集」(甲寅叢書刊行会 大正三年「定本柳田國男集、第二七卷收錄」)

石田英一郎「河童駒引考」(東京·筑摩書房 昭和二二二年)
昭和四一年 東京大學出版會より「新版河童駒引考」

(66) 大荒西經に「女媧之腸」とあるのに、郭注が「或作女媧之腹」とする。郝懿行はこれらを根拠に馬腹と馬腸之物は形状相近しという。(「山海經箋疏」中山經 蔓渠之山の条)

(67) 柳田國男「妖怪古義」(前掲書)

(68) 「史記」滑稽列伝